

# 公害防止組織関係

## ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条に基づく公害防止管理者の選任基準等

### 1 公害防止管理者を選任するべき特定工場（ばい煙発生施設関係：大気汚染防止法施行令別表第1）

政令 項番号	特定工場に設置される ばい煙発生施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶融炉（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時 以上	大気関係第1種公害防止管理者 (大気関係第1種有資格者)	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時 未満	大気関係第2種公害防止管理者 (大気関係第1種、第2種有資格者)
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉				
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設				
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽				
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉				
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）				
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉				
21	燐（りん）、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉				
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）				
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉				
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉				
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉				
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設				

排出ガス量：設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を標準状態に換算したものの最大値の合計

政令 項番号	特定工場に設置される ばい煙発生施設の種類の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時 以上	大気関係第3 種公害防止管 理者 (大気関係第 1種、第3種有 資格者)	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時 未満～1万 m <sup>3</sup> /時以上	大気関係第4 種公害防止管 理者 (大気関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する ガス発生炉及び加熱炉				
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の 用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼 成炉を含む。）及び煨（か）焼炉（14の項 に掲げるものを除く。）				
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用 反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項 に掲げるものを除く。）				
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉 （こしき炉並びに14の項及び24の項か ら26の項までに掲げるものを除く。）				
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しく は金属製品の熱処理の用に供する加熱炉				
7	石油製品、石油化学製品又はコールター ル製品の製造の用に供する加熱炉				
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装 置のうち触媒再生塔				
8.2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装 置のうち燃焼炉				
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶 融炉（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、 ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛 を原料として使用するガラス又はガラス 製品の製造の用に供するものを除く。）				
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に 供する反応炉（カーボンブラック製造用 燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項 に掲げるものを除く。）				
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるも のを除く。）				
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイ ドの製造の用に供する電気炉				
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白 施設及び濃縮施設				
28	コークス炉				
29	ガスタービン				
30	ディーゼル機関				
31	ガス機関				
32	ガソリン機関				

排出ガス量：設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を標準状態に換算したものの最大値の合計

2 公害防止管理者を選任するべき特定工場（汚水等排出施設関係：水質汚濁防止法施行令別表第1）

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類の	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するまゆ湯煮施設等、第19号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）	排水水量 1万m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第1種公害防止管理者 (水質関係第1種有資格者)	排水水量 1万m <sup>3</sup> /日 未満	水質関係第2種公害防止管理者 (水質関係第1種、第2種有資格者)
22	木材薬品処理業の用に供する湿式バーカー等、第22号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）				
23.2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設等、第23号の2に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）				
24	化学肥料製造業の用に供するろ過施設等、第24号に掲げる施設（ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）				
25	削除				
26	無機顔料製造業の用に供する洗浄施設等、第26号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）				
27	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設等、第27号に掲げる施設（カドミウム等水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。）				
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する湿式アセチレンガス発生施設等、第28号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）				
29	コールタール製品製造業の用に供するベンゼン類硫酸洗浄施設等、第29号に掲げる施設				
31	メタン誘導品製造業の用に供するメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設等、第31号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）				

排水水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 污水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するろ過施設等、第32号に掲げる施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。)	排水量 1万m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第1 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種有資格者)	排水量 1万m <sup>3</sup> /日 未満	水質関係第2 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種有 資格者)
33	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設等、第33号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PE)の製造の用に供するものに限る。)				
34	合成ゴム製造業の用に供するろ過施設等、第34号に掲げる施設(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。)				
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設等、第35号に掲げる施設(2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。)				
37	石油化学工業の用に供する洗浄施設等、第37号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。)				
38.2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。)				
41	香料製造業の用に供する洗浄施設等、第41号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。)				
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設				

排水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 污水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
46	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設等、第46号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）	排水量 1万m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第1種公害防止管理者 (水質関係第1種有資格者)	排水量 1万m <sup>3</sup> /日 未満	水質関係第2種公害防止管理者 (水質関係第1種、第2種有資格者)
47	医薬品製造業の用に供する動物原料処理施設等、第47号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒（ひ）素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）				
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設（ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）				
50	有害物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）				
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する脱塩施設等、第51号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）				
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研磨洗浄施設等、第53号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）				
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する水洗式破碎施設等、第58号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）				
61	鉄鋼業の用に供するタール及びガス液分離施設等、第61号に掲げる施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）				
62	非鉄金属製造業の用に供する還元そう等、第62号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）				

排水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する焼入れ施設等、第 63 号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）	排出水量 1 万 m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第 1 種公害防止管理者 (水質関係第 1 種有資格者)	排出水量 1 万 m <sup>3</sup> /日 未満	水質関係第 2 種公害防止管理者 (水質関係第 1 種、第 2 種有資格者)
63.3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設				
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供するタール及びガス液分離施設等、第 64 号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）				
66	電気めっき施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。）				
66.2	エチレンオキシド又は 1,4-ジオキサンの混合施設				
71.5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設				
71.6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設				

排出水量：1 日当たりの平均的な排出水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
2	畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設等、第2号に掲げる施設	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第3種有 資格者)	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日 未満～1 千m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
3	水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設等、第3号に掲げる施設				
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設等、第4号に掲げる施設				
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する原料処理施設等、第5号に掲げる施設				
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設				
7	砂糖製造業の用に供する原料処理施設等、第7号に掲げる施設				
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう				
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機				
10	飲料製造業の用に供する原料処理施設等、第10号に掲げる施設				
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設等、第11号に掲げる施設				
12	動植物油脂製造業の用に供する原料処理施設等、第12号に掲げる施設				
13	イースト製造業の用に供する原料処理施設等、第13号に掲げる施設				
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する原料浸せき施設等、第14号に掲げる施設				
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する原料処理施設等、第15号に掲げる施設				
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設				
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設				
18.2	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設等、第18号の2に掲げる施設				
18.3	たばこ製造業の用に供する水洗式脱臭施設等、第18号の3に掲げる施設				
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するまゆ湯煮施設等、第19号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものを除く。)				
20	洗毛業の用に供する洗毛施設等、第20号に掲げる施設				
21	化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設等、第21号に掲げる施設				

排出水量：1日当たりの平均的な排出水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
21.2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する 湿式バーカー	排水量 1万m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第3種有 資格者)	排水量 1万m <sup>3</sup> /日 未満～1 千m <sup>3</sup> /日以 上	水質関係第4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
21.3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設				
21.4	パーティクルボード製造業の用に供する湿式バーカー等、第21号の4に掲げる施設				
22	木材薬品処理業の用に供する湿式バーカー等、第22号に掲げる施設(六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものを除く。)				
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する原料浸せき施設等、第23号に掲げる施設				
23.2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設等、第23号の2に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものを除く。)				
24	化学肥料製造業の用に供するろ過施設等、第24号に掲げる施設(ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものを除く。)				
26	無機顔料製造業の用に供する洗浄施設等、第26号に掲げる施設(カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものを除く。)				
27	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設等、第27号に掲げる施設(カドミウム等有害物質又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものを除く。)				
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する湿式アセチレンガス発生施設等、第28号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものを除く。)				
30	発酵工業の用に供する原料処理施設等、第30号に掲げる施設				
31	メタン誘導品製造業の用に供するメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設等、第31号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものを除く。)				

排水量：1日当たりの平均的な排水の量



政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するろ過施設等、第32号に掲げる施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものを除く。)	排水水量 1万m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第3種有 資格者)	排水水量 1万m <sup>3</sup> /日 未満～1 千m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
33	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設等、第33号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PE)の製造の用に供するものを除く。)				
34	合成ゴム製造業の用に供するろ過施設等、第34号に掲げる施設(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものを除く。)				
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設等、第35号に掲げる施設(2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものを除く。)				
36	合成洗剤製造業の用に供する廃酸分離施設等、第36号に掲げる施設				
37	石油化学工業の用に供する洗浄施設等、第37号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものを除く。)				
38	石けん製造業の用に供する原料精製施設等、第38号に掲げる施設				
39	硬化油製造業の用に供する脱酸施設等、第39号に掲げる施設				
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設				

排水水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類の	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
41	香料製造業の用に供する洗浄施設等、第 41 号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものを除く。）	排水量 1 万 m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第 3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 3 種有 資格者)	排水量 1 万 m <sup>3</sup> /日 未 満 ~ 1 千 m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第 4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 2 種、 第 3 種、第 4 種 有資格者)
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する原料処理施設等、第 42 号に掲げる施設				
44	天然樹脂製品製造業の用に供する原料処理施設等、第 44 号に掲げる施設				
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設				
46	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設等、第 46 号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものを除く。）				
47	医薬品製造業の用に供する動物原料処理施設等、第 47 号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒（ひ）素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものを除く。）				
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設（ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものを除く。）				
49	農薬製造業の用に供する混合施設				
50	有害物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものを除く。）				
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する脱塩施設等、第 51 号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものを除く。）				
51.2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設				
51.3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設				
52	皮革製造業の用に供する洗浄施設等、第 52 号に掲げる施設				

排水量：1 日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研磨洗浄施設等、第 53 号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものを除く。）	排出水量 1 万 m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第 3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 3 種有 資格者)	排出水量 1 万 m <sup>3</sup> /日 未満～ 1 千 m <sup>3</sup> /日 以上	水質関係第 4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 2 種、 第 3 種、第 4 種 有資格者)
54	セメント製品製造業の用に供する抄造施設等、 第 54 号に掲げる施設				
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャー プラント				
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設				
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設				
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に 供する水洗式破碎施設等、第 58 号に掲げる施設 （ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原 料の精製の用に供するものを除く。）				
59	砕石業の用に供する水洗式破碎施設等、第 59 号 に掲げる施設				
61	鉄鋼業の用に供するタール及びガス液分離施設 等、第 61 号に掲げる施設（コークスの製造又は 転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものを除く。）				
62	非鉄金属製造業の用に供する還元そう等、第 62 号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次 製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水 銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用す るウランの酸化物の製造の用に供するものを除 く。）				
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造 業を含む。）の用に供する焼入れ施設等、第 63 号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン 化合物若しくは六価クロム化合物を使用する 電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の 化成又は水銀の精製の用に供するものを除く。）				
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供するター ル及びガス液分離施設等、第 64 号に掲げる施設 （コークス炉ガス又はコークスの製造の用に 供するものを除く。）				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設（クロム酸、 ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはそ の化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処 理の用に供するものを除く。）				
66	電気めっき施設（カドミウム化合物、シアン化 合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素 化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物 若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用 に供するものを除く。）				

排出水量：1 日当たりの平均的な排出水の量

3 公害防止管理者を選任するべき特定工場（騒音・振動発生施設関係）

施設区分	政令 号番号	特定工場に設置される 施設の種類の	施設規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)
騒音発生 施設	1	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上	騒音・振動関係公害 防止管理者 (騒音・振動関係、 騒音関係有資格者)
	2	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	
振動発生 施設	1	液圧プレス (矯正プレスを除く。)	呼び加圧能力2,941キロニュートン以上	騒音・振動関係公害 防止管理者 (騒音・振動関係、 振動関係有資格者)
	2	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上	
	3	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	

4 公害防止管理者を選任するべき特定工場（特定粉じん発生施設関係：大気汚染防止法施行令別表第2の2）

政令号番号	特定工場に設置される 特定粉じん発生施設の種類の	施設規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)	
1	解綿用機械	石綿を含有する 製品の製造の用 に供する施設に 限り、湿式のも の及び密閉式の ものを除く。	特定粉じん関係公害 防止管理者 (大気関係第1種、 第2種、第3種、第4 種、特定粉じん関係 有資格者)	
2	混合機			定格出力3.7kW以上
3	紡織用機械			定格出力3.7kW以上
4	切断機			定格出力2.2kW以上
5	研磨機			定格出力2.2kW以上
6	切削用機械			定格出力2.2kW以上
7	破碎機及び摩砕機			定格出力2.2kW以上
8	プレス(剪断加工用)			定格出力2.2kW以上
9	穿孔機			定格出力2.2kW以上

5 公害防止管理者を選任するべき特定工場（一般粉じん発生施設関係：大気汚染防止法施行令別表第2）

政令号番号	特定工場に設置される 一般粉じん発生施設の種類の	施設規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)
1	コークス炉	原料処理能力50t/日以上	一般粉じん関係公害 防止管理者 (大気関係第1種、 第2種、第3種、第4 種、特定粉じん関係 有資格者)
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。)又は土石の堆積場	面積1,000m <sup>2</sup> 以上	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルト幅75cm以上又はバケツト内容積0.03m <sup>3</sup> 以上	
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力75kW以上	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力15kW以上	

6 公害防止管理者を選任するべき特定工場

(ダイオキシン類発生施設関係：ダイオキシン類対策特別措置法施行令)

施設番号		特定工場に設置される ダイオキシン類発生施設の種類の	施設の規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)
別表第1 (大気基準適用 施設)	1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力1トン／時以上	ダイオキシン類関係公害防止管理者 (ダイオキシン類関係有資格者)
	2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量1,000kVA以上	
	3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力0.5トン／時以上	
	4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉：原料の処理能力0.5トン／時以上 溶解炉：容量1トン以上	
別表第2 (水質基準適用 施設)	1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		
	2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
	3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
	4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
	5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
	6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
	7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設等、第7号に掲げる施設		
	8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等、第8号に掲げる施設		
	9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設等、第9号に掲げる施設		
	10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設等、第10号に掲げる施設		
	11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等、第11号に掲げる施設		
	12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設等、第12号に掲げる施設		
	13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設等、第12号に掲げる施設		
	14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設等、第14号に掲げる施設		

7 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場

特定工場に設置される 施設の種類の		選任できる資格者の種類
施設区分	施設規模	
ばい煙発生施設	排出ガス量 <sup>注1</sup> 4万 m <sup>3</sup> /時以上	○公害防止主任管理者の有資格者 ○大気関係第1種若しくは第3種の有資格者かつ 水質関係第1種若しくは第3種の有資格者
かつ		
汚水等排出施設	排出水量 <sup>注2</sup> 1万 m <sup>3</sup> /日以上	
備考 ばい煙及び汚水等の処理を確実に行うことができるものとして、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合や、ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合は、公害防止主任管理者の選任が免除されます。		

注1 設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を標準状態に換算したものの最大値の合計

注2 1日当たりの平均的な排出水の量

8 公害防止統括者を選任すべき特定工場

上記1～6の特定工場のうち、常時使用する従業員の数が21人以上である者が設置する特定工場。